

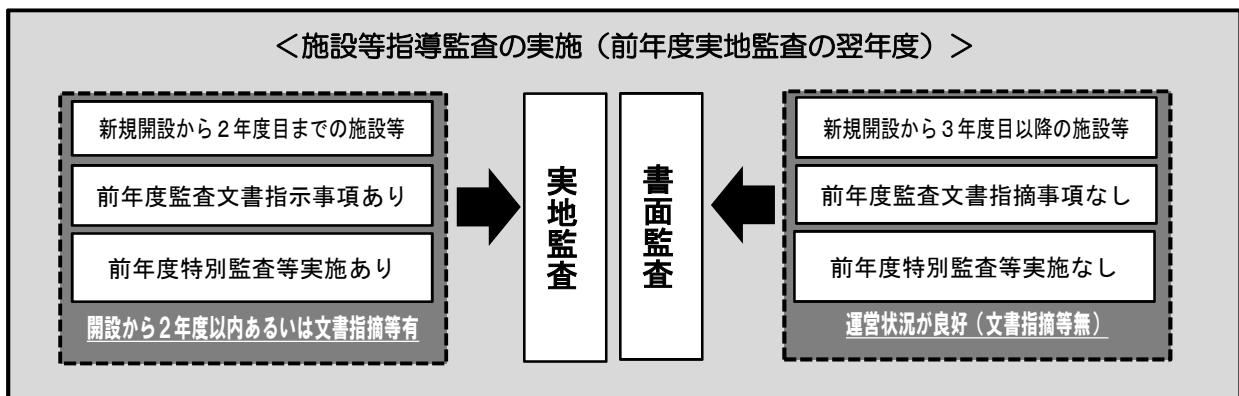
令和2年度からの児童福祉施設（保育所等）実地監査の周期の見直しについて

本市では、児童福祉法、社会福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令及び通知等に基づき、これらの改正等を踏まえ、年度ごとに指導監査基準を策定し、この基準を基に対象となる特定教育・保育施設、地域型保育事業について、原則として年1回の指導監査を実地にて行っています。

ただし、監査対象数の増加に伴い、指導監査を効率的・効果的に実施するために、実地指導監査において「文書指示事項」等のない良好な運営が継続してなされている施設については、2年に1回実地指導監査を行い、実地指導監査の対象とならない年度においては書面による指導監査を実施しているところです。

しかしながら、児童福祉法施行令の規定及び、令和元年5月30日の厚生労働省からの事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」において、指導監査に当たっての留意事項が示され、その中で「保育所等の保育内容や環境が適切に確保されるためには、地方自治体が保育の現場に立ち入ることが重要であり、年1回以上の立入の徹底について改めてお願いする。」と年1回の実地による指導監査の徹底がうたわれていることから、令和2年度からの児童福祉施設（保育所等）実地監査の周期の見直しについて、つぎのとおり取り扱うこととしましたので、御理解・御協力をお願いします。

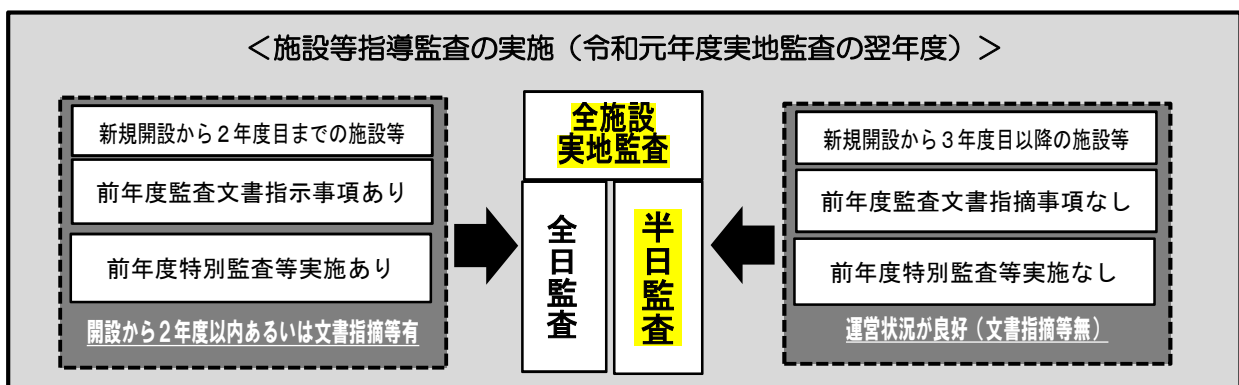
1 現行（令和元年度まで）の実地監査の周期



・実地監査において「文書指示事項」等のない運営状況が良好な施設等については、実地監査の周期を2年度に1回の隔年度実施とし、実地監査の翌年度は、施設等から提出された資料の審査により行う書面監査を実施。

・新規開設から2年度目までの施設等については、初年度の運営状況が良好であっても、年度1回の実地監査を実施。

2 見直し後（令和2年度から）の実地監査の周期



- ・ 書面監査を廃止し、全ての施設について毎年実地による指導監査を実施
- ・ 前年、全日監査において「文書指示事項」等のない運営状況が良好な施設等については、全日監査の周期を2年度に1回の隔年度実施とし、全日監査の翌年度は、監査項目を簡素化し、項目を絞った半日監査を実施。
- ・ 新規開設から2年度目までの施設等については、初年度の運営状況が良好であっても、年度1回の全日監査を実施。

3 指導監査当日の流れ

標準時刻		定員	実施項目	備考
全日監査	9:00～17:00	35名以上	1. 監査の流れ等説明	※調理設備がある施設等の場合は、時間を調整のうえ、調理室を見学します。 ※項目の順序は監査の時間帯(午前・午後)により前後することがあります。 ※監査の進行により終了時間が変更になることがあります。
全日監査	9:00～15:00	30名以下	2. 施設見学	
半日監査 午前	9:00～12:00		3. 書類確認	
半日監査 午後	14:00～17:00		4. ヒアリング	
			5. 監査講評	
			6. 監査終了	

- ・ 全日監査は、施設等の規模、監査内容に応じて、おおむね1日、あるいは半日強の時間で実施
- ・ 半日監査は、施設の規模に関わらず、午前または午後の時間で実施

4 評価区分について

法令等の適合区分	評価区分	指導形態
法令若しくは通知に対する違反がある、又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合	A	法令若しくは通知（以下「法令等」という。）に対する違反（軽微なものを除く。）がある。又は前年度の口頭指示事項に対して改善の取組がなされていない場合は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告書の提出を求める。
法令等に対する違反であって軽微なものである場合	B	法令等に対する違反であって軽微なものである場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、法人等の自主的な是正又は改善を指導する。この場合において、改善報告書の提出は不要とする。
法令等に対する違反ではないが、福祉の向上のため改善が必要な場合	C	評価区分「B」に至らない記載ミス等の軽微な誤り、及び水準向上のための助言指導。

- ・ 評価区分についてはこれまでの評価区分と変更はありません。

(こども未来局総務部監査担当)

Tel 044(200)1136

Fax 044(200)3190

Mail 45kansa@city.kawasaki.jp